

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

「有機溶剤中毒予防規則の規定により
掲示すべき事項の内容及び掲示方法
を定める等の改正する省令」が公布され、
有機溶剤等使用注意事項の掲示内容
が改正されます。

今回の改正は、有機溶剤による中毒が発生したときの応急措置
について、日本救急医療財団と日本蘇生協議会(JRC)で構成
するガイドライン作成合同委員会が作成した「JRC蘇生ガイ
ドライン2010」等の最新の所見を踏まえた内容を踏まえたもの
です。

公布日 平成26年11月4日

施行日 平成27年 1月1日

局所排気装置の設置・届出・定期自主検査ならびに

作業環境測定についてのお問い合わせは下記担当者まで

対策エンジ課 尾崎克年、渡邊大輔(局排の設置・届出・検査)

作業環境課 中西正彦、青柳容子(作業環境測定)

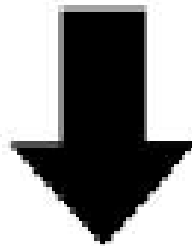
営業部 望月久彰

TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1. 掲示例

改正前

<p>有機溶剤等使用の注意事項</p> <p>一、人体に及ぼす作用 (主な症状)</p> <p>(1) 頭痛 (2) けん怠感 (3) めまい (4) 貧血 (5) 肝臓障害</p> <p>二、取扱上の注意事項</p> <p>(1) 有機溶剤を入れた容器で使用 中でないものには、必ずふた をすること。 (2) 当日の作業に直接必要のある 量以外の有機溶剤等を作業場 内へ持ち込まないこと。 (3) できるだけ風上で作業を行い 有機溶剤の蒸気の吸入をさけ ること。 (4) できるだけ有機溶剤等を皮膚 にふれないようにすること。</p> <p>三、中毒が発生したときの 応急処置</p> <p>(1) 中毒にかかった者を直ちに通 風のよい場所に移し、すみや かに衛生管理者、その他の衛 生管理を担当する者に連絡す ること。 (2) 中毒にかかった者の頭を低く して横向き又は仰向けに寝か せ、身体の保温に努めること (3) 中毒にかかった者が意識を失 っている場合は、口中の異物 を取り除くこと。 (4) 中毒にかかった者の呼吸が止 まった場合は、すみやかに、 人工呼吸を行うこと。</p>



掲示板の大きさ

縦 0.4m以上

横 1.5m以上

※従来と変更はありません

改正後

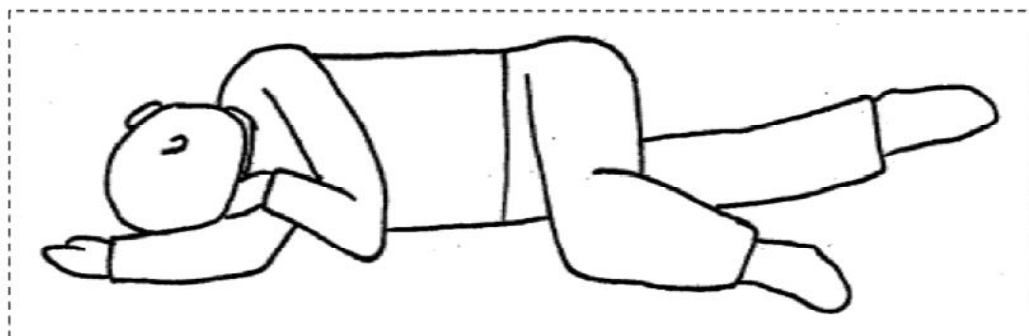
<p>有機溶剤等使用の注意事項</p> <p>一、有機溶剤の人体に及ぼす作用 主な症状</p> <p>(1) 頭痛 (2) けん怠感 (3) めまい (4) 貧血 (5) 肝臓障害</p> <p>二、有機溶剤等の取扱い上の 注意事項</p> <p>(1) 有機溶剤を入れた容器で使用 中でないものには、必ずふた をすること。 (2) 当日の作業に直接必要のある 量以外の有機溶剤等を作業場 内へ持ち込まないこと。 (3) できるだけ風上で作業を行い 有機溶剤の蒸気の吸入をさけ ること。 (4) できるだけ有機溶剤等を皮膚 にふれないようにすること。</p> <p>三、有機溶剤による中毒が 発生したときの応急処置</p> <p>(1) 中毒にかかった者を直ちに通 風のよい場所に移し、速やかに 衛生管理者その他の衛生管 理を担当する者に連絡するこ と。 (2) 中毒にかかった者を横向きに 寝かせ、できるだけ気道を確 保した状態で身体の保温に努 めること。 (3) 中毒にかかった者が意識を失 っている場合は、消防機関へ の通報を行うこと。 (4) 中毒にかかった者の呼吸が止 まった場合や正常でない場合 は、速やかに仰向きにして心 肺蘇生を行うこと。</p>

2. 改正内容および留意事項

有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置について掲示すべき内容	
改正前	改正後
中毒にかかった者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。	
中毒にかかった者の頭を低くして横向き又は仰向きに寝かせ、身体の保温に努めること。	中毒にかかった者を横向きに寝かせ、気道を確保した状態 [*] で、身体の保温に努めること。
中毒にかかった者が意識を失っている場合は、口中の異物を取り除くこと。	中毒にかかった者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと。
中毒にかかった者の呼吸が止まった場合は、速やかに人工呼吸を行うこと。	中毒にかかった者の呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行うこと。

- (1) 「中毒にかかった者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態」とは下図のような状態です。
- (2) 「消防機関への通報」とは、救急情報(119番通報)です。
- (3) 告示を定める応急処置は、事前に訓練を受けることが望ましいことから、機会を捉え関係者がこれら訓練を受けることが推奨されます。
- (4) 応急処置が必要となる事態に備えて、事業場に自動体外式除細動器(AED)を設置することが望ましいです。なお、引火のおそれのある場所でのAEDの使用は適当でないため、AEDを設置する場合には、あらかじめ引火のおそれのない場所を応急措置を行う場所として定めておきましょう。

図

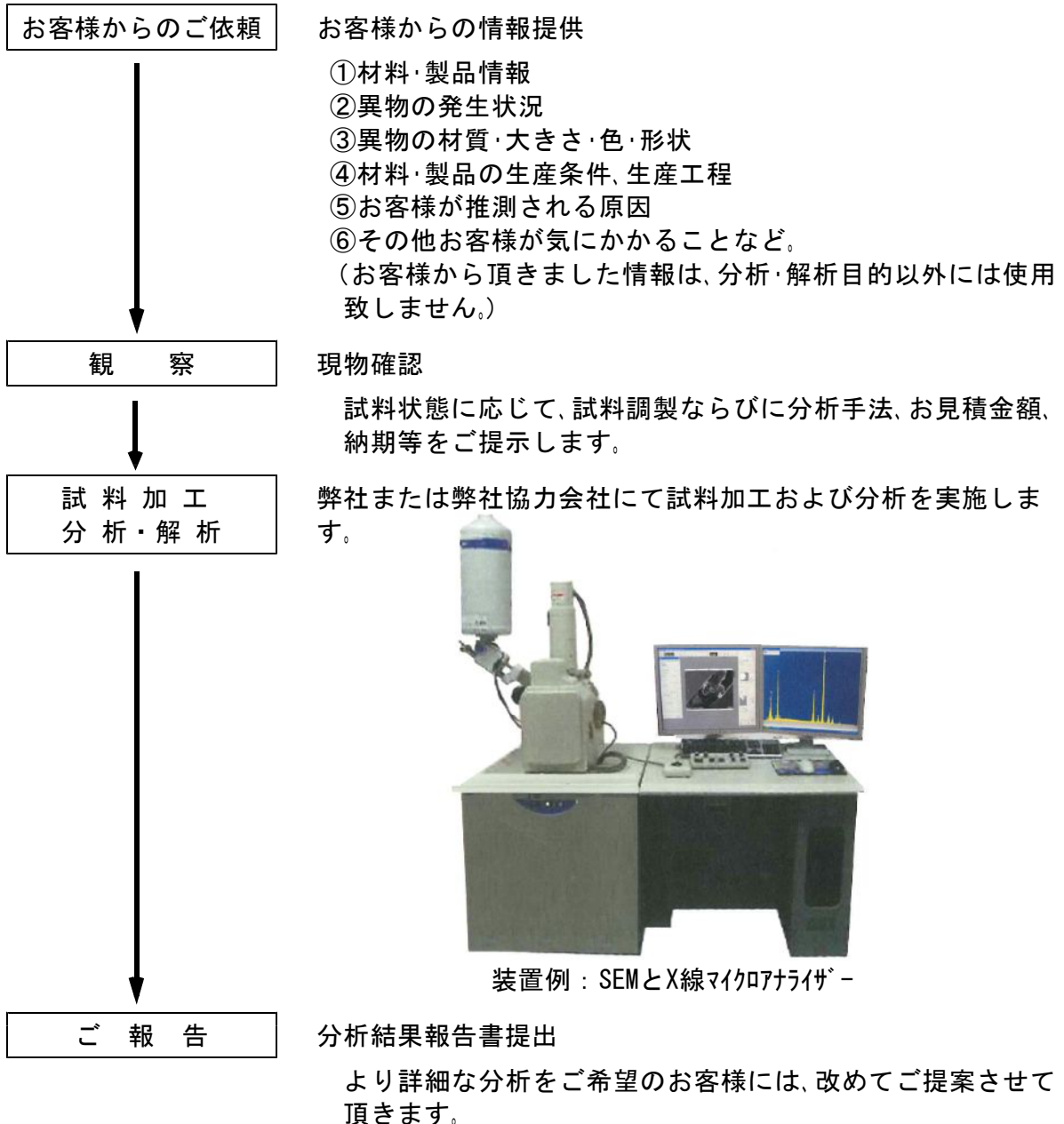


RIKKA TOPICS

異物分析のご案内

近年、各分野においてユーザーから材料や製品中の異物や汚れ防止対策が要求されております。万が一、材料や製品中に異物や汚れが発見された場合には、早急にその原因および対策を講じる必要があります。

弊社では、出来る限りお客様のご希望に応じられるような異物分析方法をご提案します。



異物分析についてのお問い合わせは下記担当者まで
環境分析部 加藤雅士・城所 亨 または 営業部 望月久彰
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654